

禁止行為

1. 利用権の譲渡等の禁止

利用の権利の譲渡、又は転貸を禁止します。

2. 危険・迷惑行為の禁止

施設来場者や周辺住民等に危害を及ぼし、又は迷惑となる恐れがある行為を禁止します。

[裸火の使用の禁止：東京都火災予防条例 23 条による]

裸火とは、「炎、火花又は発熱部が外部に露出している火」です。

[危険物の持込の禁止：東京都火災予防条例 23 条による]

発火又は引火物、爆発物、凶器、劇薬等、その他危険物の持込みを禁止します。禁止規制を受ける危険物品の範囲については、危険物、準危険物、マッチ、可燃性ガス、火薬類及びがん具煙火とし、常時携帯するもので軽易なものは除かれます。

[展示・実演の禁止事項]

次の事項に該当するものは、展示実演を禁止します。

- 発火又は引火しやすいもの
- 火災、煙を発生するもの
- 騒音、振動、ほこり又は臭気を発生するもの
- 接触又は接近することにより事故を起こす恐れのあるもの
- 床面に漏水する恐れがあるもの
- 展示・販売する生体について、開場時間を超えて留め置くこと
- その他施設を汚損又は破損する恐れのあるもの

[迷惑行為の禁止]

- 施設内でのビラ配り、勧誘、寄付、署名等に類する強要等の行為
- 指定の場所以外の喫煙、飲食
- 会議室、荷扱場、その他展示室以外の共用部内での飲酒（18時以降、展示室に限り、当センターが許可したケータリングにより手配されたアルコール類の飲酒は認めます）
- 動物の持込み（補助犬・展示を承認された生体を除く。なお、必要に応じて消毒作業をしていただく場合があります）
※犬等の吠える動物は持込みできません。

3. 施設の不適切な使用の禁止

- 防火・防災管理の支障となる行為
- 施設管理上の指示に反する行為
 - ・ 附帯設備・備品の本来の目的以外の利用及び所定外の場所への移動
 - ・ 所定外の場所への無断立入り
 - ・ 所定外の場所、方法での看板・ポスター・チラシ等の配布、掲出
- 2F 荷扱場の台車は、台東館の敷地外への持ち出しを禁止します。
- その他、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に抵触する行為や当センターが不適切と認めた行為

裸火とは

・ 気体・液体・固体燃料を熱源とする火気使用設備器具にあたっては、直接屋外から空気を取入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF 型）以外のもの全てが裸火として禁止規制を受けます。

・ 電気を熱源とする電気器具類にあつては、赤熱部が外部に露出しているもの（ニクロム線を露出した電熱器具）のほか、外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火する恐れがあるもの（炎、火花に相当するもので、表面温度が概ね 400 度以上を目安として判断）が裸火に該当するものとします。